審査請求書の記載要領

1 審査請求書の作成方法

審査請求書は、この記載要領と請求書の注意等をよく読んで記入漏れ、誤記のないよう作成してください。

- 2 各欄の記入方法
 - 「請求人」欄

この審査請求を行う方の氏名(ふりがな)を記入し、押印してください。

○「代理人」欄

審査請求は、当人でなくても代理人をもって行うことができます。代理人が審査請求をする場合は、代理人が氏名(ふりがな)を記入し、押印(代理人の印)してください。

代理人に委任しない場合は記入しないでください。

○ 「被保険者もしくは被保険者であった者」欄

被保険者もしくは被保険者であった者の住所、氏名(ふりがな)、生年月日等を 記入し、記号及び番号欄は、年金の場合は基礎年金番号を、健康保険の場合は健 康保険証の記号番号を記入してください。

○ 「給付を受けるべき者」欄 被保険者が死亡した場合のみ、記入してください。

○ 「原処分者」欄

障害年金や傷病手当金の不支給決定となった処分(決定)をした保険者をいいます。

年金の場合は 所在地 東京都

名 称 厚生労働大臣

健康保険の場合は 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇〇

名 称 全国健康保険協会○○支部長

決定通知書を見て記入してください。

○ 「原処分があったことを知った日」欄

あなたが今回の決定となった処分(決定)を知った日を記入してください。

○ 「審査請求の趣旨及び理由」欄

あなたが、どんな処分を受けたので不服申立てをするのか、その理由及び社会 保険審査官にどういう決定をしてもらいたいか(目的)を、なるべく詳しく具体 的に記入してください。

- 〈例1〉障害年金を請求したが、障害程度に該当しないとして、不支給決定された。これには不服であり、○級以上の障害年金を支給してもらいたい。 理由は、○○・・○○の様な障害が続いているためである。
- 〈例2〉障害年金を請求したが、障害等級3級として支給決定された。これには 不服であり、2級以上の障害年金を支給してもらいたい。

理由は、○○・・○○の様な障害が続いているためである。

〈例3〉2級の障害基礎年金を受けていたが、診断書を出したら障害程度が軽く なったとして、支給停止された。これには不服であり、元どおり2級の障害基礎年金を支給してもらいたい。

理由は、○○・・○○の様な障害が続き、この程度は以前と全く変わらないため。

〈例4〉2級の障害基礎年金と障害厚生年金を受けていたが、診断書を出したら 障害程度が軽くなったとして、障害基礎年金が支給停止され、障害厚生年 金は3級に減額された。これには不服であり、元どおり2級の障害基礎年 金と障害厚生年金を支給してもらいたい。

理由は、○○・・○○の様な障害が続き、この程度は以前と全く変わらないため。

- 〈例 5〉傷病手当金の請求をしたら、療養のため労務不能とは認められないとして、不支給決定されたが、○○・・○○のような症状が続いており、仕事ができる状態にはないので、傷病手当金を支給してもらいたい。
- 〈例6〉傷病手当金の請求をしたら、1年6ヶ月の支給期間満了として不支給決定された。

しかし、今回の傷病は、いったん治癒して平成○○年○月頃に再発したものであるから、傷病手当金を支給してもらいたい。

〈例7〉上記以外の場合

○○・・○○の請求をしたら、○○・・○○の決定通知が届いた。 これには不服であり、○○・・○○してもらいたい。(→目的を明確に) 理由は、○○・・○○であるから。

○ 「添付資料」欄

今回、保険者から通知のあった決定通知書以外に、この不服申立てに関し、文書や物件を証拠として提出する場合は、それらの名前等を列記し、添付してください。※決定通知書は添付が必須のため、記入する必要はありません。

○ 「委任状」欄

「代理人」欄を記入したときは、この欄も必ず記入してください。

この欄には、審査請求人及び代理人の双方の氏名を記入し、請求人の印を押印してください。また、委任日も記入してください。

注)審査請求人の印は、前記、請求人欄に押印した印を使用してください。

3 提出先

〒760-0019 香川県高松市サンポート 2番1号 高松シンボルタワー 10 階 四国厚生支局社会保険審査官 【電話 087-851-9564】